

1号認定の手続きについてのご案内

1 幼稚園利用のための認定について

平成27年4月から施行された『子ども・子育て支援新制度』では、対象となる施設（幼稚園、認可保育園等）を利用するために、認定を受けていただく必要があります。

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳から5歳の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上で、保育所等での保育を必要とする子ども	認可保育園 認定こども園(保育所部分)
3号認定	満3歳未満で、保育所等での保育を必要とする子ども	認可保育園 認定こども園(保育所部分)

○マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいて、認定申請書の中に、必要とされる個人番号（マイナンバー）を記載する欄を設けています。記載欄に保護者全員の個人番号を記載し、提出前に記載漏れがないかご確認のうえ、以下の書類をご提出ください。

- 提出書類** … ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（文京区様式）
②申請者（世帯の保護者全員）の個人番号（マイナンバー）の確認できる書類のコピー
（例） ・マイナンバーカード ・個人番号通知カード
③申請者（世帯の保護者全員）の身分証明書のコピー
【写真付なら1点】 （例） ・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳
【写真なしなら2点】 （例） ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書

提出方法 … 封入したうえで入園を希望する幼稚園に、入園申込書と一緒にご提出ください。

※お子様の個人番号（マイナンバー）の記入は不要です。保護者（世帯の保護者全員）の個人番号のみご記入ください。

<お問い合わせ先>

〒112-8555 文京区春日1-16-21 （文京シビックセンター12階）

文京区 幼児保育課入園相談係

電話 03-5803-1190（直通）